

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通企画課)

ページ
一

号外(二) 平成二十七年 五月二十九日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷 邦照

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「運転免許」を「運転免許等」に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に改める。

「第六章 運転免許」を「第六章 運転免許等」に改める。

第六章中第二十四条の次に次の一条を加える。

(自転車運転者講習の受講命令)

第二十四条の二 公安委員会は、法第八十二条の三の四に規定する危険行為(以下「危険行為」という。)をした自転車運転者であつて、当該危険行為をした日から起算して三年前の日以後に危険行為をしたものに対し、次に掲げる場合を除き、三月以内に法第八十二条の二第一項第十四号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)を受講することを命ずるものとする。

- 一 身体障害等により、自転車の運転を行うことができないと認められる場合
- 二 自転車運転者講習の受講後初めてした危険行為である場合

附則

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十七年五月二十九日

- 1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十四条の二の規定は、この規則の施行の日以後に自転車の運転に関してした危険行為について適用する。

平成二十七年五月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社